



令和5年度（令和4年度実施）

島根県公立学校教員採用候補者「一般選考試験」実施要項

島根県教育委員会

1 目的

この試験は、令和5年度に島根県公立学校教員として採用する候補者を選考するために行います。

2 出願資格

次の(1)～(3)の全てに該当する者が出願できます。

- (1) 地方公務員法第16条及び学校教育法第9条の欠格事由に該当しない者
- (2) 昭和38年4月2日以降に生まれた者
- (3) 「4 要件」に定める教員免許状等の資格を有する者

3 募集区分等

校種・職種	募集区分		教科（科目等）	募集人数		
小学校 教諭	A	全県		130名程度	150名程度	
	B 1	勤務地域限定		石見地域		20名程度
	B 2			隠岐地域		
	C	数理		全県		(12名程度) ※小学校全体に含む
	D 1	数理 勤務地域限定		石見地域		
	D 2			隠岐地域		
	U	英語		全県		
	V 1	英語 勤務地域限定		石見地域		
V 2	隠岐地域					
W	特別支援教育担当		(若干名) ※小学校全体に含む			
中学校 教諭	E	全県	国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	72名程度	85名程度	
	F 1	勤務地域限定	石見地域	国語、社会、数学、理科、英語、保健体育		13名程度
	F 2		隠岐地域	国語、音楽		
G	特別支援教育担当		国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭	(若干名) ※中学校全体に含む		
高等学校 教諭	H	全県	国語、地理歴史及び公民、数学、理科（物理・化学・生物）、英語、音楽、美術、保健体育、家庭、情報、農業（園芸・土木）、工業（電気・機械・建築）、商業、水産（漁業・製造）	38名程度	38名程度	
	J	勤務地域限定 （採用から継続して10年以上勤務）	隠岐地域	(若干名) ※高等学校全体に含む		
	L	社会人を対象とした選考		農業（園芸・土木）、工業（電気・機械・建築）、商業、水産（漁業・製造）		(若干名) ※高等学校全体に含む
	M	助教諭として採用する選考		工業（電気・機械・建築）		(若干名) ※高等学校全体に含む

校種・職種	募集区分		教科（科目等）	募集人数
特別支援 学校教諭	N	小学部	技術	25名程度
	O	中学部		
	P	中学・高等部		
養護教諭	R	全県		10名程度
栄養教諭	S	全県		1名程度
全校種 ・全職種	T	障がいのある方を対象とした選考		3名程度

4 要件

校種・職種	募集区分	要件
小学校 教諭	A	小学校教諭普通免許状の所有者
	B 1	次のア及びイの要件を満たす者 ア 小学校教諭普通免許状の所有者
	B 2	イ B 1：石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）に限って勤務できる者 B 2：隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者
	C	小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状「数学」又は「理科」の所有者
	D 1	次のア及びイの要件を満たす者 ア 小学校教諭普通免許状及び中学校教諭普通免許状「数学」又は「理科」の所有者
	D 2	イ D 1：石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）に限って勤務できる者 D 2：隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者
	U	小学校教諭普通免許状所有者で、次のア～ウのいずれかの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状「英語」の所有者 イ 令和5年3月31日現在で2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者 ウ 海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、令和5年3月31日現在で2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者
	V 1	小学校教諭普通免許状所有者で、次のア～ウのいずれかの要件を満たし、エに該当する者 ア 中学校教諭普通免許状「英語」の所有者 イ 令和5年3月31日現在で2年以上の外国語指導助手（ALT）の経験者 ウ 海外大学、又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等で、令和5年3月31日現在で2年以上の英語を使用した海外留学・勤務経験のある者
	V 2	エ V 1：石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）に限って勤務できる者 V 2：隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者
	W	次のア及びイの要件を満たす者 ア 小学校教諭普通免許状及び盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者 イ 特別支援教育担当教員として勤務できる者
中学校 教諭	E	中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）の所有者
	F 1	次のア及びイの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、保健体育）の所有者 イ 石見地域（大田市・江津市・浜田市・益田市・邑智郡・鹿足郡）に限って勤務できる者
	F 2	次のア及びイの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状（国語、音楽）の所有者 イ 隠岐地域（隠岐郡）に限って勤務できる者
	G	次のア及びイの要件を満たす者 ア 中学校教諭普通免許状（国語、社会、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、技術、家庭）及び盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者 イ 特別支援教育担当教員として勤務できる者
高等学校 教諭	H	高等学校教諭普通免許状（国語、地理歴史及び公民、数学、理科、英語、音楽、美術、保健体育、家庭、情報、農業、工業、商業、水産）の所有者 ・高等学校教諭「地理歴史及び公民」については、高等学校教諭普通免許状「地理歴史」と「公民」両方の所有者（高等学校教諭普通免許状「社会」の所有者も出願可） ・高等学校教諭「情報」については、高等学校教諭普通免許状「情報」のみの所有者も出願可 ・高等学校教諭「水産（漁業）」については、高等学校教諭普通免許状「商船」の所有者も出願可

校種・職種	募集区分	要件
高等学校教諭	J	高等学校教諭普通免許状（国語、地理歴史及び公民、数学、理科、英語、保健体育、家庭）の所有者で、採用から継続して10年以上隠岐地域（隠岐郡）に勤務できる者 ・高等学校教諭「地理歴史及び公民」については、高等学校教諭普通免許状「地理歴史」と「公民」両方の所有者（高等学校教諭普通免許状「社会」の所有者も出願可）
	L	次のア又はイに該当する者で、出願する教科に関する社会的実務経験（実習助手勤務経験を含む：高専・短大・大学卒、大学院修了の者は概ね3年以上、高校卒の者は概ね5年以上）を有する者〔特別免許状による採用〕 ア 高等学校教諭普通免許状を有しない者 イ 高等学校教諭普通免許状（工業実習、農業実習、商業実習、水産実習、商船実習）の所有者
	M	高等学校教諭普通免許状を有しない者で、大学（電気・機械・建築）の正規の課程（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定を受けたものに限る）を卒業又は令和5年3月末までに卒業見込の者で、工業の関係科目について58単位以上を修得又は修得見込の者〔臨時免許状による採用〕
特別支援学校教諭	N	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ小学校教諭普通免許状の所有者
	O	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ中学校教諭普通免許状「技術」の所有者
	P	盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状の所有者で、かつ出願する教科の中学校教諭普通免許状と高等学校教諭普通免許状両方の所有者
養護教諭	R	養護教諭普通免許状の所有者
栄養教諭	S	栄養教諭普通免許状の所有者
全校種・全職種	T	（障がいのある方を対象とした選考） 募集区分A～S、U～Wにおいて、採用を希望する区分の定める要件を満たし、次のア～ウに掲げるいずれかの手帳等の交付を受けている者 ア 身体障害者手帳 イ 精神障害者保健福祉手帳 ウ 都道府県知事若しくは政令指定都市市長が交付する療育手帳又は知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、児童相談所、障害者職業センター、精神保健指定医による知的障がい者であることの判定書 ※上記の手帳等は出願日及び受験日当日において有効であることが必要です。

※要件の「普通免許状」とは、教育職員免許法に規定する教員免許状（令和5年4月1日現在で有効な免許状）に限ります。

※令和5年3月末までに教員免許状取得見込の者も所有者とみなします。

※日本国籍を有しない者は、任用の期限を付さない常勤講師に任用します。この場合、「3 募集区分等」の「校種・職種」欄の「教諭」を「任用の期限を付さない常勤講師」に読み替えます。

5 第1次試験の免除及び加点の特例

特例区分	要件	特例内容
① 全免除 (県外国公立学校 現職教員)	島根県外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校に正規採用（任期付採用を除く）の教員として、令和5年3月31日現在で1年（12月）以上（休職、育児休業等の期間を除く）の勤務経験があり、採用時から引き続き令和4年度も島根県外の国公立学校で正規採用（任期付採用を除く）の教員として勤務する者	〔募集対象となる校種・職種〕 小学校教諭、 中学校教諭、 特別支援学校教諭 専門教養・ 教職教養・ 論述試験を 全て免除
② 全免除 (前年度第2次試験 A評価者等)	次の①、②の要件を全て満たす者 ① 前年度第2次試験選考結果のうち、「面接試験・模擬授業等」の段階がAで、「令和5年度教員採用試験における第1次試験の特例について」という通知が島根県教育委員会から送付されている者 ② 前年度試験と同一校種・職種（特別支援教育担当を含む）、教科（科目等）に出願する者 ※令和4年度島根県公立学校教員採用候補者名簿に登録された後、採用を辞退した者を含む。	専門教養・ 教職教養・ 論述試験を 全て免除

特例区分		要件	特例内容
③	一部免除及び加点 (前年度第2次試験対象の現職常勤講師等)	次の①～③の要件を全て満たす者 ① 前年度第1次試験合格者及び第1次試験全免除者(特例区分②に該当する者は除く) ② 令和4年5月1日現在、島根県内外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は共同調理場に、育休任期付教職員若しくは常勤の臨時的任用教職員(講師、養護助教諭、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員)として通算1年(12月)以上(休職、育児休業等の期間を除く)勤務している者 ③ 前年度試験と同一校種・職種(特別支援教育担当を含む)、教科(科目等)に出願する者	専門教養・教職教養試験の免除(論述試験のみ実施)及び加点(5点)
④	一部免除及び加点 (国公立学校正規教員経験者)	過去に島根県内外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭・養護教諭・栄養教諭(いずれも正規採用※任期付採用を除く)の職で3年(36月)以上(休職、育児休業等の期間を除く)の勤務経験のある者	専門教養・教職教養試験の免除(論述試験のみ実施)及び加点(5点)
⑤	加点 (現職常勤講師等)	令和4年5月1日現在、島根県内外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は共同調理場に、育休任期付教職員若しくは常勤の臨時的任用教職員(講師、養護助教諭、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員)として通算1年(12月)以上(休職、育児休業等の期間を除く)勤務している者(特例区分③に該当する者は除く)	加点(10点)

6 第84回国民スポーツ大会(2030年に島根県で開催予定)に向けた指導者等への特例

対象者(全校種・職種で出願可)	対象競技	特例内容
次の①又は②のいずれかの要件を満たす者。ただし、競技者としての実績は、過去5年程度の期間で、かつ高等学校卒業後に正選手(当該大会に選手登録された者)として出場したものに限る。また、指導者としての実績は、過去5年程度の期間に当該競技指導における監督・コーチとして出場したものに限る。 ① 国際規模の競技会等に日本代表選手として出場した競技者またはその指導者(「国際規模の競技会」とは、オリンピック・パラリンピック競技大会、ユニバーシアード競技大会、アジア競技大会および原則としてオリンピック実施競技を総括する国際競技連盟が主催する世界選手権大会等) ② 全国規模の競技会等において4位以上の成績を収めた競技者またはその指導者(「全国規模の競技会」とは、国民スポーツ大会および(公財)日本スポーツ協会または(公財)日本オリンピック委員会の加盟団体が主催または後援する全日本選手権大会等。ただし、出場者の職種等を限定するもの(教職員大会等)や地方大会、親善大会等を除く)	陸上競技、 ホッケー、 ソフトボール	第1次試験への 加点(10点)

※「5 第1次試験の免除及び加点の特例」にも該当する場合は、その特例を適用する。

7 選考にあたって考慮する事項(第1次試験への加点)

考慮する事項		校種・職種(教科)						加点 (注1)(注2)
		小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	特別支援学校教諭	養護教諭	栄養教諭	
① 中学校教諭普通免許状の複数教科を所有していること	複数教科の1つに「美術」「音楽」「技術」「家庭」のいずれかの普通免許状所有者	—	○	—	—	—	—	10点
	上記以外の複数教科の普通免許状所有者	—	○	—	—	—	—	5点
② 複数の種別・領域又は教科の普通免許状を所有していること		—	—	—	○	—	—	5点
③ 盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校教諭普通免許状を所有していること		○	○	○	—	—	—	5点
④ 「情報」の普通免許状を所有していること		—	—	○ (情報受験者以外)	—	—	—	5点
⑤ 高等学校教諭普通免許状(国語、地理歴史及び公民、数学、理科、英語、家庭)を所有していること		—	—	○ (情報受験者)	—	—	—	5点

考慮する事項	校種・職種（教科）						加点 (注1)(注2)
	小学校教諭	中学校教諭	高等学校教諭	特別支援学校教諭	養護教諭	栄養教諭	
⑥ 実用英語技能検定準1級以上、TOEFL iBT80点以上、TOEIC785点以上のいずれかを取得していること（注3）	○ (英語受験者)	—	—	—	—	—	3点
⑦ ポルトガル語での日常会話等を理解し、口頭で表現できる程度の語学力を有していること（注4）	○	○	—	—	—	—	3点
⑧ 社会教育主事講習修了者又は社会教育主事養成課程修了者 ※令和5年4月1日現在で社会教育主事講習又は社会教育主事養成課程を修了していること	○	○	○	○	—	—	3点
⑨ 学校図書館司書教諭講習の修了者 ※令和5年4月1日現在で文部科学大臣が授与した修了証書を所有していること（単位修得のみは加点対象外）	○	○	○	○	—	—	3点
⑩ 大学等の学長（学部長等を含む）から推薦を受けた者で、以下の要件を全て満たす者 ・大学（大学院、教職大学院を含む）が成績優秀と認めた者で、令和5年3月31日までに卒業（修了）見込である者 ・島根県公立学校教員となることを第1志望とする者	○	○	○	○	○	○	3点 ※いずれか
⑪ 教職大学院修了者又は令和5年3月31日までに修了見込である者で、島根県公立学校教員となることを第1志望とする者	○	○	○	○	○	○	

(注1) ①～⑩で複数該当する事項がある場合は、得点の高いものから2つまでとする。ただし、「5 第1次試験の免除及び加点の特例」及び「6 第84回国民スポーツ大会に向けた指導者等への特例」については別途加点するものとする。

(注2) 特例区分3、4での出願者（第1次試験の一部免除者）については、第1次試験における配点(30点)が全試験受験者の配点(150点)の1/5の割合であることを踏まえ、加点は「④中学校複数教科免許状所有者（美術・音楽・技術・家庭）」を2点、それ以外を1点とする。

(注3) TOEICにおけるIPテストのスコアも対象とする。複数取得している場合でも加点は3点とする。

(注4) ポルトガル語での口頭面接を第1次試験で実施する。

8 出願手続き

(1) 出願期間 **令和4年4月25日（月）9時00分～5月27日（金）17時00分**

(2) 出願方法 **島根県教員採用試験受験等申込みシステム（インターネット）による出願**

① 出願は原則、島根県教員採用試験受験等申込みシステム（以下、「システム」という）でのみ受け付けます。詳しくは別記「島根県教員採用試験受験等申込みシステムによる出願について」（11～12ページ）を確認してください。

② 特別な事情によりシステムによる出願ができない場合は、令和4年5月13日（金）までに島根県教育庁学校企画課（以下、学校企画課という）までお問い合わせください。

(3) 留意事項

① 車椅子や補聴器の使用など受験への配慮を希望された場合は、令和4年6月3日（金）までに学校企画課から電話連絡します。

② 募集区分Tの出願者は、障がいの程度に応じて、試験の一部を免除する場合があります。該当者には令和4年6月3日（金）までに学校企画課から連絡します。

(4) 提出書類（該当する出願者のみ）

該当区分	提出書類等		
特例区分1 の出願者	在職証明書	1部	・令和4年5月1日現在、島根県外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭（いずれも正規採用※任期付採用を除く）として勤務していることを所定の様式（様式1）により証明を受けること
特例区分3 及び5 の出願者	在職証明書	1部	・令和4年5月1日現在、島根県内外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校又は共同調理場の育休任期付教職員若しくは常勤の臨時的任用教職員（講師、養護助教諭、学校栄養職員、実習助手、寄宿舎指導員）として勤務していることを所定の様式（様式2）により証明を受けること ただし、 島根県内の公立学校に勤務している者は提出不要

該当区分	提出書類等		
特例区分 ⁴ の出願者	履歴証明書	1部	・過去に島根県内外の国公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校の教諭・養護教諭・栄養教諭（いずれも正規採用※任期付採用を除く）として勤務していたことを所定の様式（様式3）により証明を受けること ただし、 島根県内の公立学校で正規教諭等として勤務していた者は提出不要
第84回国民スポーツ大会に向けた指導者等への特例の出願者	実績を証明する書類	1部	・賞状・記録証の写し（コピー）や主催団体が発行する成績証明書、大会結果収録の写し（コピー）等
加点制度 ^⑥ の出願者	英語資格等所有者の証明書	各1部	・主催団体が発行した公式証明書の写し（コピー） ※出願時に入力した級・スコアのものであること
加点制度 ^⑧ の出願者	社会教育主事講習修了証書又は社会教育主事養成課程の単位修得証明書等	1部	●現に社会教育主事講習を修了している者 ・修了証書の写し（コピー） ●現に社会教育主事養成課程を修了している者 ・単位修得証明書 ●修了見込（ 令和5年4月1日現在で社会教育主事講習又は社会教育主事養成課程を修了していること ）の者 ・既に修得している単位修得証明書及び単位修得予定科目が分かるものを所定の様式（様式4）に記入して提出すること
加点制度 ^⑨ の出願者	学校図書館司書教諭講習の修了証書等	1部	●現に学校図書館司書教諭の資格を有する者 ・文部科学大臣が授与した修了証書の写し（コピー） ●修了証書取得見込（ 令和5年4月1日現在で修了証書を所有していること ）の者 ・既に修得している単位修得証明書（放送大学については成績通知書の写し（コピー））及び単位修得予定科目が分かるものを所定の様式（様式5）に記入して提出すること
加点制度 ^⑩ の出願者	推薦書	1部	・大学、大学院等の推薦書（様式6） ・成績証明書（大学等の様式による）を添付すること ・大学院在学中の者は、大学及び大学院の成績証明書（大学等の様式による）を提出すること
加点制度 ^⑪ の出願者	教職大学院修了証明書又は教職大学院修了見込証明書	1部	・教職大学院の様式による
募集区分U及びV1・V2の出願者のうち、要件イ又はウの該当者	外国語指導助手(ALT)の勤務実績が確認できる書類の写し（コピー）	1部	・外国語指導助手(ALT)の勤務経験を証明する書類の写し（コピー）
	海外大学での留学又は青年海外協力隊若しくは在外教育施設等での勤務実績が確認できる証明書等	1部	・海外大学が発行した留学証明書等 ・青年海外協力隊事務局が発行した派遣証明書等 ・在外教育施設等での勤務経験を証明する書類の写し（コピー）
募集区分Lの出願者	社会的実務経験申出書	1部	・所定の様式（様式7）に必要な事項を記入すること
募集区分Mの出願者	単位修得証明書等	1部	・大学が発行する学力に関する証明書、単位修得証明書等
募集区分Tの出願者	障害者手帳等の写し（コピー）	1部	・身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター、児童相談所、障害者職業センター、精神保健指定医による知的障がい者であることの判定書の写し（コピー）は、氏名、生年月日、等級及び障がい名が記載されたページとすること ※原本については、第2次試験受付時に提示を求める

※様式1～7は、学校企画課ホームページよりダウンロードすること。

※提出書類は**令和4年6月7日（火）必着**で学校企画課まで郵送すること。

※提出先 〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課

・封筒の表に「教員採用試験提出書類在中」と朱書きすること。

・簡易書留郵便等の適切な方法で郵送すること。郵便事故等については一切配慮しない。

9 選考試験

(1) 第1次試験

① 期日 **令和4年7月10日(日)**

② 会場 県内会場：島根県立産業交流会館（くにびきメッセ）（松江市学園南 1-2-1）

大阪会場：JEC日本研修センター江坂（吹田市江坂町1-13-41）

東京会場：TKP東京駅セントラルカンファレンスセンター（中央区八重洲 1-8-16）

※各会場の案内図、駐車場等については10ページをご確認ください。

※日程、会場及び携行品の詳細については、受験票と併せて、システムに登録した者の個人専用ページ（以下、「マイページ」という）で通知します。

※会場等の都合により、希望の会場とならない場合があります。

※障がいのある方を対象とした選考については、原則として県内会場で試験を実施します。

※選考にあたって考慮する事項「⑦ポルトガル語での日常会話等を理解し、口頭で表現できる程度の語学力を有していること」を申請した者については、原則として県内会場で試験を実施します。

③ 試験内容等

校種・職種、募集区分		試験内容		
		筆記試験（専門教養・教職教養・論述試験 150点）		
小学校教諭	A、B1・B2、 C、D1・D2、 U、V1・V2	専門教養問題 100点		
	W	●小学校教諭として必要な専門的知識や教養	論述問題 (300字程度) 30点	
中学校教諭	E、F1・F2	●特別支援学校教諭として必要な専門的知識や教養		●小学校教諭として必要な専門的知識や教養
	G	●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養		●中学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養
高等学校教諭	H	●高等学校教諭として必要な各教科（科目等）の専門的知識や教養		
	J	○農業（園芸・土木）受験者については、農業全般及び該当分野の専門的知識や教養		
	L	○工業（電気・機械・建築）受験者については、工業全般及び該当分野の専門的知識や教養		
	M	○水産（漁業・製造）受験者については、水産全般及び該当分野の専門的知識や教養		
特別支援学校教諭	N	●特別支援学校教諭として必要な専門的知識や教養		●小学校教諭として必要な専門的知識や教養
	O			●中学校教諭として必要な教科の専門的知識や教養
	P			●中・高等学校教諭として必要な各教科の専門的知識や教養
養護教諭	R	●養護教諭として必要な専門的知識や教養		
栄養教諭	S	●栄養教諭として必要な専門的知識や教養		
全校種・全職種	T	(障がいのある方を対象とした選考) 願書に記載した募集区分（A～S、U～Wのいずれか）の内容を実施		

※小・中学校教諭「特別支援教育担当」及び特別支援学校教諭は、特別支援教育の専門教養問題と各教科の専門教養問題を合わせて100点とする。

※試験内容は、島根県に特化した内容ではなく、教員として求められる知識等について出題する。

※選考にあたって考慮する事項「⑦ポルトガル語での日常会話等を理解し、口頭で表現できる程度の語学力を有していること」を申請した者には、第1次試験で口頭面接を実施する。

④ 試験結果の通知 **令和4年7月27日(水)**

※第1次試験合格者の受験番号を、午前9時に学校企画課ホームページに掲載するとともに、マイページで通知します。

(2) 第2次試験

- ① 期日 **令和4年8月20日(土)～8月28日(日)**
 ② 会場 島根県立松江農林高等学校(松江市乃木福富町51)
 島根県教育センター・自治研修所(松江市内中原町255-1)他
 ※詳細は第1次試験選考結果に併せて、マイページで通知します。
 ③ 試験内容等

対 象		試 験 内 容	
小学校教諭 中学校教諭 高等学校教諭 特別支援学校教諭	下記以外の受験者	個人面接 (30分程度を2回実施) ※面接の中で「模擬授業」と「場面指導」を実施	—
	英語受験者 (小学校英語枠を含む)		英会話
	音楽受験者		音楽実技
	美術受験者		美術実技
	保健体育受験者		保健体育実技
	情報受験者		情報実技
	商業受験者		商業実技
養護教諭		個人面接 (30分程度を2回実施) ※面接の中で「ロールプレイング」と「場面指導」を実施	—
栄養教諭		個人面接 (30分程度を2回実施) ※面接の中で「場面指導」を実施	—
障がいのある方を対象とした選考		願書に記載した募集区分(A～S、U～Wのいずれか)の内容を実施	

- ④ 提出書類
 全ての第2次試験受験者には、次の書類の提出を求めます(ただし、L区分のア及びM区分を除く)。

提 出 書 類 等		
教員免許状の証明書等	1部	出願時に入力した全ての普通免許状について、次の書類を提出すること ●既に取得している免許状 ア又はイのいずれかの書類 ア 授与証明書 (授与された都道府県教育委員会へ要申請)又は 普通免許状の写し (コピー) イ 更新講習修了確認証明書の写し (コピー) ※島根県教育委員会において授与された普通免許状については、ア又はイの書類提出不要 ※免許状記載の氏名や本籍地に変更がある場合には、変更を証明する書類(戸籍抄本等)を添付すること ●これから取得見込の免許状 ・令和5年3月卒業又は修了時取得見込の免許状は、大学が発行する 免許状取得見込証明書 ・通信教育の科目等履修又は認定講習受講等により随時取得見込の免許状は、 免許取得可能であることを証明する書類 (学力に関する証明書、単位修得証明書等)

- ⑤ 試験結果の通知 **令和4年10月5日(水)**
 ※第2次試験合格者の受験番号を、午前9時に学校企画課ホームページに掲載するとともに、マイページで通知します。
 ※第2次試験合格者を、「令和5年度島根県公立学校教員採用候補者名簿」(以下「名簿」という。)に登載します。
 ※第2次試験不合格者のうち、若干名を繰り上げ登載候補者として通知します。名簿登載者の辞退により採用予定者数に満たない場合には、繰り上げ登載候補者を名簿に登載します。繰り上げ登載の可否については、令和4年10月31日(月)までに通知します。

(3) 第2次試験における追試験

- ① 期日 令和4年9月11日(日)
- ② 会場 島根県教育センター・自治研修所(松江市内中原町255-1)他
- ③ 対象 新型コロナウイルス感染や災害などやむを得ない事情により第2次試験を受験できなかった者
※詳細は第1次試験選考結果に併せて、マイページで通知します。
- ④ 試験内容等 第2次試験と同様
- ⑤ 提出書類 第2次試験と同様
- ⑥ 試験結果の通知 第2次試験と同様

10 教員採用候補者名簿登載等

- (1) 名簿登載期間は、登載された日から令和6年4月1日までとします。
- (2) **小・中学校教諭「特別支援教育担当」の採用者は、初任地は採用籍の校種に配置しますが、2校目以降に県立特別支援学校に異動(人事交流)し、4年程度勤務することを原則とします。**
- (3) 小学校数理科及び英語科の採用者は、専科指導以外(学級担任や他教科の授業)を担当することもあります。
- (4) 以下の場合、名簿登載後の申し出により、令和6年4月1日まで採用延期を認めます。
 - ・現に大学院又は教職大学院(以下「大学院等」という。)に在学中の者で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、名簿登載された校種・職種、教科(科目等)の専修免許状取得見込の者
 - ・高等学校(水産(漁業))の名簿登載者で、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、海技免状(3級海技士)取得見込の者
 - ・妊娠・出産等により令和5年度の勤務が難しい者
- (5) 以下の場合、名簿登載後の申し出により、令和7年4月1日まで採用延期を認めます。
 - ・大学院1年生で長期在学プログラム等を利用して、令和7年3月31日までの間に、名簿登載された校種・職種、教科(科目等)の専修免許状取得見込の者
 - ・令和5年4月に大学院等へ進学し、令和7年3月31日までの間に、名簿登載された校種・職種、教科(科目等)の専修免許状取得見込の者
- (6) 社会人を対象とした選考(募集区分L)における高等学校教諭(特別免許状)の採用にあたっては、教育職員検定に合格し、特別免許状の授与を受ける必要があります。免許状取得に要する経費は自己負担とします。
- (7) 助教諭として採用する選考(募集区分M)における高等学校助教諭(臨時免許状)の採用にあたっては、教育職員検定に合格し、臨時免許状の授与を受ける必要があります。臨時免許状の有効期間(3年)内に「職業指導」等の単位を修得し、当該普通免許状を取得すれば、日本国籍を有する者にあつては教諭に、日本国籍を有しない者にあつては任用の期限を付さない常勤講師に任用することとします。免許状取得に要する経費は自己負担とします。
- (8) 選考結果の情報提供については、以下のように行います。
 - ・第1次試験を受験した者のうち、第2次選考の対象とならなかった者に対して第1次試験結果を情報提供します。
 - ・第2次試験を受験した者のうち、名簿に登載されなかった者に対して第1次試験結果及び第2次試験結果を情報提供します。
- (9) 名簿に登載された校種と異なる校種に配置され、当分の間勤務することがあります。
- (10) **選考にあたって考慮する事項に係る免許状等を取得できなかった場合には、名簿の登載を取り消すことがあります。**
- (11) **出願資格を失った場合又は提出書類に虚偽の記載があった場合には、名簿の登載を取り消します。**
- (12) **名簿登載後、教員としてふさわしくない事実が判明した場合には、名簿の登載を取り消します。**

11 育休任期付教職員採用候補者名簿への登載

島根県公立学校教員採用候補者選考試験と併せて、育休任期付教職員の選考を実施し、選考に合格した希望者を「島根県育休任期付教職員採用候補者名簿」(以下「任期付採用候補者名簿」という。)に登載します。任期付採用候補者名簿登載期間は、令和6年4月1日までとします。育休任期付教職員は、育休休業を取得する教員の代替(講師等)として配置されます。ただし、任期付採用候補者名簿に登載されても採用されない場合や、臨時的任用教職員として採用される場合があります。

なお、任期付採用候補者名簿への登載希望の有無については、可否には関係しません。

※育休任期付教職員について

育休任期付教職員は育児休業を取得する教員の代替として勤務する職員で、正規教員と同様の勤務に従事します。任期が定められていること、育児休業等を取得できないことを除き、勤務時間、週休日、休暇等及び服務については、正規教員と同様の扱いとなります。

任期は、原則として教員の育児休業期間等に応じて設定(3年未満)されます。なお、育児休業期間が短縮された場合等において、人事異動を行うことがあります。また、教員の育児休業の取得状況によっては、任期付採用候補者名簿に登載されても採用されない場合や、育児休業前の産前・産後休暇取得時の代替等として、臨時的任用教職員の身分で任用される場合があります。

12 その他

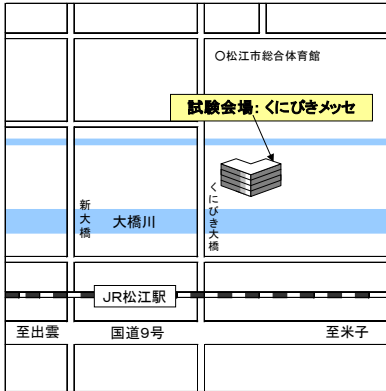
- (1) 自然災害等によりやむを得ず試験日程等を変更する場合は、学校企画課ホームページ及びマイページでお知らせします。
- (2) 出願後に、住所・氏名・連絡先電話番号等に変更が生じた場合は、速やかにマイページから届け出てください。
- (3) この試験において提出された書類は、一切返却しません。

【問合せ先】〒690-8502 島根県松江市殿町1番地 島根県教育庁学校企画課
 電話 (0852) 60-0766 又は 090-5700-7953 (平日 8時30分から 17時15分)
 学校企画課ホームページ (<https://www.pref.shimane.lg.jp/gakkokikaku/>)



＜第1次試験会場 案内図＞

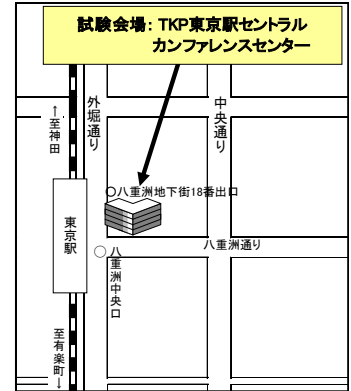
県内会場



大阪会場



東京会場



**島根県立産業交流会館
(くにびきメッセ)**
 松江市学園南 1-2-1

- ・JR 山陰本線松江駅より徒歩約7分
- ・バス「くにびきメッセ前」下車徒歩約2分

※駐車場の台数には限りがありますので、できるだけ公共交通機関等を利用して来場してください。

JEC日本研修センター江坂
 吹田市江坂町 1-13-41 SPビル江坂

- ・地下鉄御堂筋線「江坂駅1番出口」より徒歩約1分

※駐車場、駐輪場がありませんので、自家用車、自転車、バイクでの来場についてはご遠慮ください。

TKP東京駅セントラルカンファレンスセンター
 中央区八重洲 1-8-16 新横町ビル

- ・JR 山手線・JR 総武線・東京メトロ丸ノ内線各線「東京駅八重洲中央口」より徒歩約1分

※駐車場、駐輪場がありませんので、自家用車、自転車、バイクでの来場についてはご遠慮ください。

＜和暦西暦早見表＞

和暦	西暦
昭和38年	1963年
昭和39年	1964年
昭和40年	1965年
昭和41年	1966年
昭和42年	1967年
昭和43年	1968年
昭和44年	1969年
昭和45年	1970年
昭和46年	1971年
昭和47年	1972年
昭和48年	1973年
昭和49年	1974年
昭和50年	1975年
昭和51年	1976年
昭和52年	1977年
昭和53年	1978年
昭和54年	1979年
昭和55年	1980年
昭和56年	1981年

和暦	西暦
昭和57年	1982年
昭和58年	1983年
昭和59年	1984年
昭和60年	1985年
昭和61年	1986年
昭和62年	1987年
昭和63年	1988年
昭和64年・平成元年	1989年
平成2年	1990年
平成3年	1991年
平成4年	1992年
平成5年	1993年
平成6年	1994年
平成7年	1995年
平成8年	1996年
平成9年	1997年
平成10年	1998年
平成11年	1999年

和暦	西暦
平成12年	2000年
平成13年	2001年
平成14年	2002年
平成15年	2003年
平成16年	2004年
平成17年	2005年
平成18年	2006年
平成19年	2007年
平成20年	2008年
平成21年	2009年
平成22年	2010年
平成23年	2011年
平成24年	2012年
平成25年	2013年
平成26年	2014年
平成27年	2015年
平成28年	2016年
平成29年	2017年

和暦	西暦
平成30年	2018年
平成31年・令和元年	2019年
令和2年	2020年
令和3年	2021年
令和4年	2022年
令和5年	2023年
令和6年	2024年
令和7年	2025年
令和8年	2026年
令和9年	2027年
令和10年	2028年
令和11年	2029年
令和12年	2030年
令和13年	2031年
令和14年	2032年
令和15年	2033年
令和16年	2034年
令和17年	2035年

別記

島根県教員採用試験受験等申込みシステムによる出願について

第1 出願方法

出願は原則、島根県教員採用試験受験等申込みシステム(以下、「システム」という)でのみ受け付けます。インターネット環境がない、証明写真の登録ができないなど特別な事情により申込みができない場合は、令和4年5月13日(金)までに、島根県教育庁学校企画課(以下、学校企画課という)までお問い合わせください。

なお、システムでの申込みに加えて、書類の提出が必要な場合がありますので、実施要項5～6ページ(8出願手続き(4)提出書類)をよくご確認ください。

第2 システムによる出願受付期間

令和4年4月25日(月)9時00分 から 令和4年5月27日(金)17時00分 まで

システムによる出願は、エントリー(事前登録)と本申込み(受験資格登録)の2段階方式となっています。

※受付は、システムのサーバーの時刻を基準とし、この間に本申込みが到達したものに限りです。なお、メンテナンス等のためシステムが停止する場合があります。また、通信障害、機器障害等によるトラブルについても一切考慮しませんので、必ず余裕を持って早めに申込みをしてください。受付期間内に本申込みが完了しなかった場合、受験できません。

※4月25日(月)の受付開始まで、システムによる本申込みを行うことはできません。なお、エントリーは本申込み受付期間前から登録可能です。

※本申込みには証明写真のデータが必要です。

第3 注意事項

(1) インターネット環境

- ・インターネット環境にあるパソコンやスマートフォン等が必要です。
- ・OS : Windows10、Windows11、macOS ※いずれも日本語版のみ対応、最新版推奨
- ・ブラウザ : InternetExplorer11、Edge、Chrome、Safari ※いずれも最新版推奨

(2) メールアドレス

- ・継続して利用できる個人のメールアドレスが必要です。
- ・システムの利用者が、常時閲覧可能なメールアドレスを設定してください。(スマートフォン、携帯電話のメールアドレス可)
- ・メールの受信制限を行っている場合は、「shimane_gakkokikaku@mail.axol.jp」からの URL 付きメールを受信できる設定にしておいてください。
- ・メールソフトによっては、自動的に迷惑メールフォルダに振り分けられる場合がありますので、ご注意ください。
- ・登録したメールアドレスを変更する場合は、マイページにログイン後「登録情報修正」から登録内容の変更を行ってください。

(3) 証明写真データ

- ・**本申込み時に、令和4年4月以降に正面向、脱帽、無背景の上半身を撮影した写真データの登録が必要です。**
- ・証明写真は、できるだけ証明写真自動撮影機、写真館等の専門店で撮影した写真データを登録してください。
- ・登録可能なファイル形式は、**jpg、jpeg、png のみ**です。その他のファイル形式は登録できません。
- ・推奨サイズは縦 690 ピクセル、横 536 ピクセル、**縦横比 4.5×3.5 の比率**です。
- ・次の場合、証明写真の差し替えを求めます。

写真のサイズが小さいもの

写真の向きが違うもの

背景が写っているもの

プリントアウトした写真をカメラ等で撮影したもの

選考試験の願書等の写真としてふさわしくないと判断されたもの

第4 システムによる出願の流れ

(1) エントリー(事前登録) : システムにアクセスし、エントリーを行う

[受付期間前から登録可能]

- ・システムによる出願を行うためには、あらかじめ、エントリーを行う必要があります。
- ・以下のサイトにアクセスしてエントリーを行ってください。

[エントリーフォーム : https://job.axol.jp/pm/s/shimane_gakkokikaku_23/entry/]⇒



- ・本システムでは、機種依存文字は使用できません。
- ・登録時に取得する「ID番号」と「パスワード」は以後の手続きに必要ですので、必ず控えをとり、忘れないようにしてください。また、他人に知られないよう取扱いには注意してください。

(2) 本申込み（受験資格登録）： システムのマイページから本申込みを行う

[令和4年4月25日(月) 9時00分 から 令和4年5月27日(金) 17時00分 まで]

- ・エントリー時に登録したメールアドレスに送付されたメールに記載された URL、又は以下のサイトにアクセスしてください。
[マイページログイン : https://job.axol.jp/pm/s/shimane_gakkokikaku_23/mypage/login]⇒
- ・エントリー時に取得した「ID番号」と「パスワード」を入力し、マイページにログインしてください。
- ・マイページのメニューにある「受験資格登録フォーム」にアクセスし、証明写真データ及び必要項目を登録してください。
- ・本申込みが完了すると、登録メールアドレス及びマイページのレターボックスに「出願(本申込み)完了のお知らせ」を自動送信します。このメール等が届かない場合、必ず受付期間中に学校企画課へお問い合わせください。



(3) 申込内容の確認： システムのマイページから申込内容の確認を行う

[本申込み直後から確認可能]

- ・マイページのメニューにある「申込内容」から、申込内容の照会を行ってください。
- ・申込内容に誤り等があった場合、マイページのメニュー「申込内容修正依頼」から、届け出てください。ただし、校種・職種、募集区分、教科(科目等)、第1次試験の免除・加点の特例等の変更はできません。
- ・内容審査の結果、学校企画課から電話やメールで問い合わせをすることがあります。

(4) 受験票の出力： システムのマイページから、受験票をダウンロードする

[6月中旬から下旬]

- ・登録メールアドレスに「受験票交付のお知らせ」の電子メールを送信します。7月に入ってもメールが届かない場合は、学校企画課へお問い合わせください。
- ・マイページにログインし、メニュー「受験票出力」から、受験票をA4サイズの普通紙に印刷(モノクロ印刷可)してください。
- ・受験番号、任期付採用併願の有無、氏名、募集区分、第1次試験会場及び自身の証明写真が印刷されていることを確認してください。
- ・プリンターがなく、コンビニエンスストアのプリントサービスも利用できない等、どうしても印刷ができない場合は、印刷した受験票(通常のコピー用紙に印刷したもの)を郵送します。郵送を希望する場合は、システムによる本申込み後、令和4年6月8日(水)までに、受験票送付依頼書(下記参照)に返信用封筒を添えて学校企画課あてに郵送(必着)してください。

<<受験票送付依頼書について>>

任意の用紙(A4サイズとすること)に次の内容を明記し、返信用封筒(角形2号:332mm×240mm)1枚(300円分の切手を貼り、あて先明記(郵便番号、住所、氏名))を同封して、学校企画課へ郵送すること。

(表題)受験票送付依頼書

- ・ID番号
- ・氏名
- ・郵便番号、住所
- ・電話番号

※郵送する封筒の表には、「教員採用試験受験票送付依頼書在中」と朱書きすること。

※簡易書留郵便等の適切な方法で郵送すること。郵便事故等については一切考慮しない。

第5 島根県教員採用試験受験等申込みシステムに関する問い合わせ先

島根県教育庁学校企画課

〒690-8502 島根県松江市殿町1番地

電話 0852-60-0766 / 090-5700-7953 平日 8:30~17:15